

1 女たち、女たちの女たち、男たち

女性と社会。日本とイタリア。

この国際シンポジウムのアイディアは、遠く離れた二つの社会においてなぜか不思議に女性たちが似通った状況に置かれ、また似通った問題に直面しているように見える、それはいったいどういうことか、という疑問から生まれた (cfr. Antonietta Pastore, *Nel Giappone delle donne*, Einaudi, 2004)。

たとえば、先進国ならどこでも人口の高齢化と出生率の低下が多かれ少なかれ進んでいるわけだが、イタリアと日本の共通点はその少子高齢化への急速なシフトが特別に目立っている。あらためて言うまでもなく、今回の日伊女性国際会議における議論の出発点のひとつはこの点にあった。なぜなら、顕著な少子高齢化という共通現象の原因のひとつとして、家事・育児・介護の責任と負担が伝統的にもっぱら女性家族員たちによって担われてきた、そして女性の就労率が明確に上昇してきた現在でも依然として女性家族員たちによって担われている、という構造的な問題、いわゆる「性別役割分業」の問題が、日本でもイタリアでもつとに指摘され、批判されてきたからである。この点は、シンポジウム1日目に上映されたイタリア映画“Mi piace lavorare” (邦題「ママは負けない」、Francesca Comencini 監督作品、2004年)の背景をなすトピックスであり、2日目の冒頭におこなわれた日伊両国のプレゼンテーションで統計的データにもとづいてあらためて問題提起され、そしてとくに2日目の第1セッションで日伊両国を代表する家族社会学者によって詳細に分析されたところである。

しかし、日本とイタリアでは、このテーマに関連して、決定的に異なる事情がひとつある。シンポジウム当日はあまり議論にならなかったが、否、まさにそうであるからこそ、あえてこの序文 (prefazione) では、何よりもまずこの点について問題提起をしておきたい。すなわち、伝統的に女性家族員によって担われてきた家事労働、そしてとくに家庭内ケア労働のうち、イタリアではホームヘルパー、とりわけ移民女性たちによって担われる部分が小さくなく、しかも、その割合は、年々ますます急速に増大してきているという事実、角度を換えて言えば、その不可視の「内助の功」に支えられて (ケアという身体性の契機を喪失の危機にさらず代わりに) はじめてイタリア人女性たちがまったき「市民」として活動することができるようになってきたという事実、これである。外国からの流入移民数の短期間における急激な増加、またその出身国分布の著しい多様化、そして特に女性移民の経済的貢献度あるいは社会的媒介者としての役割の大きさは、日本と比べた場合はもちろん、他のEU諸国と比べても、イタリアの際立った特徴をなしており、したがってまた日伊の女性が置かれている「性別役割分業」の現況を同列に論ずることはできない。

しかしながら、否、かくも激増したがゆえにこそ、イタリアにおける外国人移民の法的・経済的・社会的地位、すなわちそのシチズンシップはきわめて不安定である。いわく合法的滞在期間の超過 (いわゆる「不法滞在」) と外国人ホームヘルパーだけに許容される特例的合法化手続きをめぐる問題、非正規雇用と労働条件保障の問題、住居や食習慣や言語や宗教など生活世界の問題、人種差別による暴力や移民自身による犯罪 (女性移民の場合はしばしば売春が問題となる)、「治安」の悪化と移民増加を安易に結び付けたがるメディア

の強い傾向。そして TV でも新聞でも、移民たち、特に移民女性たちは、ニュースや討論や選挙の際の政治論争の恰好のネタにされている。1998 年の移民法 (Turco-Napolitano 法) によって設定された「多民族共存・多文化交響社会へ」という目標に向けていったんは動き出したイタリア移民政策は、2002 年の移民法改正 (Bossi-Fini 法) による逆モーションもあり、まだまだスタート地点前後での試行錯誤の段階を抜け出せないでいる。もっとも、「多民族共存社会へ」という方向感覚については、日本はイタリアとは比べものにならないほど立ち遅れている。ただ単に出入国管理が厳しいとか、外国人労働力の導入に慎重だというだけではない。実は日本社会じたいも実質的にはすでに十分「遅れてきた多民族社会」となっているにもかかわらず、21 世紀の内外の現実を目を閉ざし耳に蓋をして、固い殻のなかに引きこもり、仲間うちの小さな「安全安心」を無理やり信じ込もうとしているように見える。このような「見えども見えぬ」日本社会の退嬰的態度に比べれば、「何もかも問題化する」イタリア社会のあからさまな悪戦苦闘ぶりは、(日本人の眼には) みっともないとも見えようが、少なくとも(相対的には) よりリアリスティックである。しかし、ここでは、「外国人移民」という社会現象の水面下で、イタリア固有のジェンダー問題(と福祉政策)のメカニズム、そしてシチズンシップの問題、あるいはむしろ身体性の危機が深く関わっていることに注意を向けてみなくてはならない。

けだし戦後のイタリア女性運動と歩を一にしてきた月刊誌“*Noidonne*”(「わたしたち女性」)が、いまや毎号のように移民女性の問題を取り上げていることは決して偶然ではない。たとえば、2007 年 9 月号や 12 月号では、外国人女性ホームヘルパーをめぐる各地の自治体の取り組みを取り上げて紹介しているし (Daniela Ricci, *Da badanti ad assistenti familiari (dossier)*, in *Noidonne*, settembre 2007, pp.22-23 ; dicembre 2007, pp.22-23)、2008 年 6 月号からは、最新の公式女性移民統計についての詳細な分析レポートの連載が始まった。(Cristina Carpinelli, *Immigrate in Italia: un mondo a colori*, in *Noidonne*, giugno 2008, pp.36-37)

そのような外国人ホームヘルパー、とくに幼児や高齢者のケア労働に従事しているヘルパーのことをイタリア語で“*badante*”(複数形 *badanti*) という。“*badare*”(面倒を見る)という動詞の現在分詞形が名詞化したものであろう。10 年ぐらいまえから何となく使われるようになってきた新語であるが、今や、現代イタリア社会の構造的変動を集約的に象徴するこの言葉を耳にしない日はない。そして *badanti* の 90%以上は女性である。実は、イタリア語には、日本語でいうところの「ホームヘルパー」をおおむね意味する「家族的協力者”*collaboratore familiare (colf)*”という立派な用語(男性名詞)が以前からあり、普通に使用されてきた。にもかかわらず、とくに外国人ホームヘルパー、とりわけ家庭内ケア労働に従事する移民女性について、*badanti* という呼称がわざわざ発案されたのである。この新語について、本シンポジウムのパネリストでもあった Chiara Saraceno 教授は、「女性が担ってきた家事・育児・介護などの労働に対する評価、そして外国人移民に対する評価、それらが組み合わさった二重に侮蔑的なニュアンスが込められている」と、かつて指摘したことがある。2008 年 3 月 1 日から適用されている家事労働被用者分野における新しい全国労働団体契約 (*contratto collettivo nazionale di lavoro*) では、一人前の職業名ではないという語感がある“*badanti*”という言葉は排除され、代わりに“*assistenti familiari*”(「家族的援助者」、すなわちホームヘルパー)という新しい用語が導入され、職務内容と熟練度に応じた 5 段階の基本報酬体系が取り決められるにいった。 (D.Ricci, Da

badanti ad assistenti familiari (dossier), in *Noidonne*, settembre 2007, op.cit.) しかし、今でも新聞や世間では、badanti という言葉を頻繁に使っている。

実際、2007 年秋からの小谷自身のイタリア滞在において、例えばナポリでもローマでも、幼児や高齢者がいるいないにかかわらず、ほとんどありとあらゆる友人・知人宅で“badanti” が雇われていたし街角にそれらしい人々を見かけない日はなかった。

上述“*Noidonne*”誌 2008 年 6 月号の公式移民統計についての記事によれば、2007 年 1 月 1 日現在、イタリア国内に居住している外国人は、当局によって把握されているだけでも、全体で 294 万人となっている（ただ居住地域別にみると公式統計上は北部に偏って分布している点に注意が必要）。うち女性は 147 万人で、ちょうど半分である。しかし国籍別で見ると、興味深いことに男女比が国によって大きく異なっている。女性人口数が多い順に並べると、ルーマニア（女性約 18 万人／男性約 16 万人）、アルバニア（女性約 17 万人／男性約 21 万人）、モロッコ（女性約 14 万人／男性約 21 万人）がベストスリーで、それにウクライナ（女性約 10 万人／男性約 2 万人）、中国（女性約 7 万人／男性約 8 万人）、フィリピン（女性約 6 万人／男性約 4 万人）、ポーランド（女性約 5 万人／男性約 2 万人）、エクアドル・ペルー（女性各約 4 万人／男性各約 3 万人）、などが続く。この上位 9 カ国うち、男性移民が先行して定着したイスラーム系のアルバニアとモロッコ、および独特の移民パターンを有する中国は、カッコ内の数字が示すように、男性人口が女性人口を上回っているが、その他の 6 カ国（とくにウクライナとポーランド）は女性移民の方が多い。フィリピン人女性がかかなり以前からイタリアに限らず広くヨーロッパ各国に単身で移り住み多くの家庭でホームヘルパーとして家事労働に従事してきたことはよく知られており、またイタリアではポーランド人の女性は伝統的に少なくない。しかし、カトリック系でもないルーマニアとウクライナからやってくる女性の急増は、ごく最近の現象である。いずれにせよ、外国人男性が第 2 次産業に比較的多く従事している（もっとも第 3 次産業で働く男性移民も当然ながら少なくはない）のに比べて、移民女性の圧倒的多数は第 3 次産業、しかもその大半は家庭内労働（住み込みという形態も含む）である（ただし、とくに中国人やイスラームの女性などの場合には、家庭内労働以外の第 3 次産業、すなわちレストランやホテルの従業員、工員、商店の販売員などに就く場合も決して少なくない）。

別の調査によれば、当局が把握しきれていない非正規雇用の badanti は、約 40 万人と推計されている。その半数近くは少なくとも高卒であり、大卒の割合も 18%以上であるにもかかわらず、住み込みで働くというような職住一致形態を取る場合も多く、平均月収は手取りで 600 ユーロ（約 10 万円弱）程度に過ぎない（2008 年 6 月 9 日付け *il Sole 24 Ore* 紙“*Colf e badanti (irregolari) in casa*”）。各都市の語学学校では、きちんとしたイタリア語を修得したいと真剣に願い、（彼女らには決して安いとは言えないだろう授業料を払って）熱心に通ってくる東欧出身の、高学歴だが実は非正規就労中かもしれないような、そういう badanti たちをいくらでも見つけることができるだろう。

要するに、東欧や中南米、そしてアジア・アフリカなど世界中からやってきた、文化的にも宗教的にもはなはだ多様な、100 万人以上（正確な数字は不明であるがおそらく 150 万人程度）の女性移民たちが、大まかに言えば全国各地のイタリア人家庭において家事労働全般、そしてとくに育児や高齢者介護などのケア労働を“badanti”として、しかも多くの場合相対的に低賃金で、担っているわけである。「解放された女たち(donne emancipate)」という近代的市民イメージの勝利によって、純然たる“casalinghe”（主婦）という存在の

価値が確実に消滅に向かいつつあるように見えるイタリア共和国 (Repubblica Italiana) は、他方での公的な社会福祉サービスの整備不足という致命的な状況ともあいまって、今や「移民女性たち(donne immigrate)」、すなわち “badanti” という「女たちにとっての女たち」なしでは、たちまちたちゆかない状況におちいるだろうような、そういう危うい均衡状態に移行しつつある (cfr. 小谷眞男「もうひとつの福祉レジーム?—イタリアの研究動向から」『福祉社会学研究』no.2、2005年、91-105頁)。

このような、言ってみればケアとシチズンシップのエスニシティ・間・再分配こそが、イタリア市民社会における性別役割分業問題と福祉ニーズ問題の「解決策」にほかならない。ここで肝腎な点は、言うまでもなく、この「解決策」による危うい均衡状態への漸次的移行が、女であれ男であれジェンダー・アイデンティティの批判的意識化という根本的課題の回避傾向を強化しかねない、ということである。そのような「共和国の危機」と、したがってまたその裏返しとしての「ケアの疎外」による「身体性の危機」(この点については後述の Gianini Belotti による指摘を参照)との双方に対して、もっぱら(比較的若い世代の)女性たち自身による自己解体的考察が並行してすでに開始されている(その最良の例として、Sabrina Marchetti, *Le Donne delle donne*, in *DWF*, 2004-1/2, pp.68-98)。実際 Toscana 州のような、もっとも福祉政策が充実していると目されているような地域で何気なく買ったローカル紙にも、「今のイタリア社会が何とかやっつけていけるのは、エゴイステイックなイタリア人女性(ママ)の代わりに、高齢者介護などを黙々とこなす 200 万人(ママ)の badanti たちのおかげである。建国の父たちや、ましてや移民規制を強化しようなどという不屈きな政治家たちの代わりに、今やイタリア全国のすべての広場に badanti のためのモニュメントを建て、アーティストたちは彼女らの慈愛に満ちた微笑みを造形化すべきだ」といったたぐいの、やはりジェンダー・センシティブとは言い難いトーンの、(男性読者からの)投稿が掲載されているという具合なのである(2008年6月10日付け *il Tirreno* 紙 “Un monumento alle badanti”)。

以上のような “badanti” 現象の有無は、上述した通り、日本とイタリアの女性と社会に関わる問題状況に関して、善かれ悪しかれ現時点における最大の相違点であろう。しかし、この点に関してまさにいまイタリアの市民社会が百家争鳴状態で格闘している諸問題は、少子化の勢いが止まらない近未来の日本が少しは外に目を向け社会を開き始めたとき避けがたく直面するであろう諸問題の先取りであるように私の眼には映る。

そして次に述べる中絶、さらに引き続き述べる DV をめぐる問題に関しても、イタリアで今や最重要課題と目されているのは、ことほどさように外国人女性の置かれている深刻な状況を、そもそもどうすれば正確に把握できるのか、そしてどのように改善できるのか、という問題なのである。CGIL (イタリア労働総同盟) の発表した数字によれば、外国人女性の、とくにイタリア入国直後の数か月間における中絶率は、イタリア人女性が 8.2/1000 であるのに対して、30/1000 と約 4 倍弱にもなる。換言すれば、それは新しい「シチズンシップ」の問題であり、あるいはむしろ「女たち」と「女たちの女たち」(と「男たち」)との間のコミュニケーションと友愛の問題であり、そしておそらくはケアの疎外によって危機に瀕している身体性の問題でもある。

2 ふたつの映画

オスカーに輝いた映画 “Juno” は、15歳で妊娠した高校生の話である。Juno は妊娠が分

かると、中絶を決意し、まず両親に相談する。父親とその妻は、Juno を受け入れる。Juno は、思い直して結局出産し、ただちに養子として引き取ってくれそうな不妊カップルを探すため、新聞広告を出す。しかし養親たちは子どもを引き取ることによってかえって危機に陥る。結局相手と別れてシングルになっていた Juno が、最終的には、より成熟した自覚をもって、自分自身でその子を引き取る決意をする。脚本家はストリッパーのバイトをしながら大学に通っていたブロガー、監督はカナダ人。二人とも 30 歳である。たまたまイタリアの人工妊娠中絶法、すなわち 1978 年法律 194 号と同じ年齢である。

この映画は、ローマ映画祭で賞を取ったこともあり、少なくともイタリアではかなり話題になった。たとえば「社会的通念や因習を克服することの大切さが自然に表現され、宗教的教義や信仰と独立の関係に立つ状況判断と意思決定が描かれている」(Elisabetta Colla, *A tutto schermo: Juno, ovvero l'adolescenza consapevole*, in *Noidonne*, giugno 2008, p.43) といったような好意的評価が一般的だったが、とくに論議を呼んだのは、2008 年 4 月の総選挙に介入したプロ・ライフ運動の Giuliano Ferrara が “Panorama” 誌に掲載した次のような映画評だった。「物語のカギは自発的な中絶に対する *no grazie* だ。それは、何か神秘的なものに対する義務としての *no* であり、精神のある種のエレガンスであり、愛と責任とに対する自発的な義務の引き受けであり、そしてまた近代性の拒否と両立しうる *no* でもある」 Ferrara にとっては非常に好都合なストーリーだったというわけである。こうして、この映画は総選挙キャンペーンの 이슈と関連付けられた。

しかし別の論者によると、この映画のポイントは、Ferrara が言うような Juno が中絶を思いとどまった点にあるわけではない。望まない妊娠をした女性のための支援救済団体があり、里親養子制度が機能している社会；出産直後の 16 歳の女の子が、新聞の広告欄を探して、たった数日間のうちに、望まない子どもを手渡すカップルを見つけることができる社会；両親にともなわれて、その相手の家を訪ねていくと、そこにはもう準備万端で、何ら支払いを要求することもない（女性の）弁護士が、契約書を手に待っているような社会；このような実質的な問題解決能力のある社会の描写こそがイタリア人にとってのこの映画の教訓なのだ、という。「これは、今やイタリア人よりもむしろ EU 圏外からの移民女性たちに深く関わるようになってきている法律 194 号によって、1978 年にイタリアにおいて成立した、世俗的価値とカトリックの価値との間の微妙で危うい均衡に関わる議論である」(2008 年 3 月 2 日付け *il Sole 24 Ore* 紙 “La storia di Juno: paradigma per leggere la 194” di Giancarlo Santalmassi)

制定から 30 年間、人工妊娠中絶法に対する見直し論議は、「危うい均衡」の綱渡りを続けるイタリア民主主義を試すテストのように、周期的におこなわれてきた。今や「EU 圏外からの移民女性たち」という新たな次元が加わり、議論は複雑化している。

確かに法律の条文だけがここでの問題なのではない。Milano を州都とする Lombardia 州では知事の方針により家族相談員の予算が削減された。そのうえ、事柄の性質上、時間というファクターが決定的に重要であるにも関わらず、正統派カトリックの勢力圏内にある Milano では 3 人に 2 人の医者は 1978 年のイタリア中絶法に盛り込まれた「良心的拒否」条項（カトリックの信仰にもとづき中絶施術を拒否できるという医療関係者に認められた権利）を行使するため、中絶施術の待ち時間が非常に長い。ここでの真の問題は、文化の問題である。人間の身体と生命の基本的問題について共通の公共的価値を持てるかどうかという「共和国」の存立が、ここでの賭け金なのである。

2008年2月24日付け *il Sole 24 Ore* 紙 “L’ordine dei medici: la 194 buona legge” という記事によると、イタリア医師会全国連盟 (Federazione nazionale degli ordini dei medici chirurghi e degli odontoiatri, Fnomceo) は、2008年2月にローマで開かれた全国総会において、1978年法律194号「中絶法」を擁護する立場を表明した文書を採択した。相変わらず改正論議のやむことのないこの法律は、必ずしも厳密に遵守されているとも完全に施行されているとも限らないが、しかし、非合法中絶を実質的に消滅させたのみならず、中絶数そのものを顕著に減らすことに成功した、というのである。ただし教育的方策の強化や妊娠出産を社会的にサポートする仕組みの整備、とりわけ EU 圏外からの移民女性への援助が必要であるとし、そのための予算措置を要求している。

あるフェミニストは次のように書く (以下、2008年3月15日付け *Corriere della Sera* 紙 “Vogliamo le rose” di Silvia Ballestra による)。「この法律は、人工妊娠中絶を規定するものではなく、それを可能にするものであり、その精神は以下のようなものである：

- 女性を中絶に追い込みかねない諸原因を克服すること
- 家族相談員に法律の実施のための中心的役割を付与したこと
- 可能な解決を見出し、中絶を強いる諸原因を取り除くこと
- 女性の持つ諸権利と、女性を支援する社会的諸関与を知らしめること」

そして、もうひとつの、あまり知られていない、あるイタリア映画を紹介する。

「“Vogliamo anche le rose” (Alina Marazzi 監督作品)は、1970年代から80年代にかけてのイタリアにおける性の解放をテーマにしたドキュメンタリーである。その中心的物語のひとつは、イタリア半島南部プーリア出身の、苦難に満ちたドラマを生きざるをえなかった、ある若い聡明な女性の非合法中絶経験であった。施術に失敗して死んでしまった女性の数。死ななくとも残る肉体的精神的トラウマ。さらに7回も8回も中絶せざるをえなかったという、工員や主婦や農婦たち。彼女たちの話は、さりげなく、軽快にすら見える。が現実には危険に満ちていた。その当時、中絶は、イタリアにおける死因の第3位だった。遠い他の国の話みたいだが、たかだか30年前のイタリアの話なのだ。彼女たちと私たちの間には、法律194号があり、家族相談員がおり、そして避妊器具や技術の普及がある。法律施行時からみて、中絶数は半減した。この法律は機能している。この法律はひとつの獲得物、「成果」なのだ。その点に議論の余地はない。にもかかわらず、この法律は周期的に非難にさらされてきた。その理由は、この法律が、女性に、しかも女性の身体に、そしてその身体の制御に関わっているからだ」

日本でも母体保護法改正論議は周期的に国会に出てくるので、だいたい事情は似ている。ほとんどつねに女性に対する敵対的雰囲気の中で提案がなされる点も同じである。ただ1940年代にすでに中絶が合法化された日本とは異なり、イタリアでは1978年の法律194号の成立までは、いかなる中絶も非合法だった。そして、まさにそうであるがゆえに、この問題が「共和国」の公共的価値体系の根幹にかかわる最重要テーマのひとつであるという批判的認識が、立場のいかんにかかわらず、イタリアでは広く共有されていると言ってよいだろう。このような意識の格差は、中絶という問題、より正確には「女性を中絶に追い込みかねない諸原因を克服する」という課題、したがってまた女性の身体の問題を、ヱモクラシーの中心問題のひとつとして考えるかどうかの差として表れる。この点は、私自身が今回のシンポジウムから教えられた点のひとつであった。

1978年のイタリア中絶法の成立、とりわけそこに盛り込まれた「良心的拒否」条項および

家族相談所への事前相談手続きの義務化条項は、共和国の歴史におけるひとつの均衡状態からもうひとつの均衡状態への移行を可能にした象徴的条項と理解されている。そして1970年代におけるその移行プロセスには、カトリック系女性団体、そしてカトリック政党に属する女性議員たちの果たした媒介的役割が決定的だった、という (Paola Gaiotti de Biase, *Cattoliche e cattolici di fronte all'aborto e il mutamento degli equilibri della Repubblica*, in *Genesis: rivista della Societa' italiana delle storiche*, III/1, 2004, pp.57-86)。1981年の国民投票(referendum)によって、中絶法は、中絶のより完全な自由を主張するラディカル派からの廃止案と、中絶を認めるべきでないとするカトリック保守勢力からの廃止案との挟み打ちにあったにもかかわらず、有権者の大多数はいずれの提案をもしりぞけ、成立した状態での法律のそのままの存続が決まった (cfr. 小谷眞男「家族と子ども」馬場康雄・奥島孝康編『イタリアの社会——遅れて来た「豊かな社会」の実像』早稲田大学出版部、1999年、31-52頁)。この国民投票の結果は、あきらかに1970年代に展開された女性運動の歴史的成果であった、と評価されている。にもかかわらず、1980年代は停滞の時期となり、「成果」の批判的・発展的継承は必ずしも順調には進まなかったように思われる。依然として「イタリアの民主主義」は未完のプロジェクトのままなのだ。

3 第82回目の告訴

2007年11月24日、首都ローマで、女性への暴力に反対する10万人デモ行進が、「自発的に」おこなわれた (以下は、2007年11月25日付け *il Sole 24 Ore* 紙 “Il corteo delle donne contro la violenza” ; 2007年11月26日付け *il Mattino* 紙 “Il corteo delle donne contro la violenza” 等にもとづく)。「臨時的措置ではなく体系的・有機的立法を！」これがDV反対デモのアピールであった。統計によると、16-70歳の女性のうち674万人が少なくとも1回以上の身体的ないし性的暴力の被害を受けたことがあり、713万人が精神的暴力を受けたことがある。政策実現能力の欠如を露呈した現政権の女性閣僚たちが市民たちに厳しく批判される場面もあったが、男女機会均等相 (当時) Barbara Pollastrini は、DVに対する政府の立法責任をあらためて認め、Giorgio Napolitano 大統領も立法作業の迅速化を議会に要請した。また208万人が被害を受けたことがあるというストーキングは現行法では単なる違警罪(contravvenzione)に過ぎないが、政府は懲役4年以下の刑罰や退去義務・接近禁止命令など迅速な処分を科しうる刑法上の犯罪(delitto)に重罰化する予定であることを確認した。B.Pollastrini, Emma Bonino, Rosy Bindi ら女性閣僚は、国営放送運営委員会に「テレビに出てくる商品化された女性イメージの是正」という要請を正式におこなうことについても合意した。

イタリアでも、日本のDV法成立とほぼ同じ時期に、対DV法 (2001年法律154号「家族関係における暴力に対する措置法」) が制定されてはいる。これもまた確かな「獲得物」、「成果」であるはずだ。しかし、ここでもまた問題は単なる法ルールの定立だけではない。上記デモは、表面的には確かに立法上の整備を政府に要求するものであるが、テレビ局への要請合意にもあらわれているように、本当の目的は市民社会全体へのアピール、つまり法ルートを動かす文化的解釈枠組みの批判的意識化にあるはずだ。今回の日伊女性国際会議も、ささやかながら、そのような目的を共有するものである。

ことほどさように、DVと、メディアにおけるステレオタイプ化された女性イメージとの

間には、一見するよりもずっと強い、抜き差しならない関係がある。マスメディアのシャワーによるシンボル秩序の形成、そして個人におけるジェンダー・アイデンティティの成立という問題は極めて重要な社会学的テーマである。

しかし、イタリアにおいては、ジェンダー・イメージ、ジェンダー表象（テレビドラマ、コマーシャルや広告ページ、バラエティ番組やトークショー等における）の社会学的分析は例外的である（ちなみに後述する Elena Gianini Belotti, *Dalla parte delle bambine*, Feltrinelli, 1973 は、イタリアのメディアにおけるジェンダー・バイアスを指摘した先駆的文献である）。最も視聴率が高いイタリア版ソープオペラのジェンダー分析や、サッカーの試合（の放映）をめぐる狂騒現象（明らかにここには男性性のジェンダー規範が絡んでいる）の分析も欠落している。そのような状況において 2004 年の *DWF* 誌の広告分析特集 (nn.61/62: Occhio alla pubblicita')は貴重だった。同誌 pp.33-42 に掲載された Anna Lisa Tota の “Cornici mediali: pubblicita' e studi di genere” という論文によると、メディア広告からは、具体的には 4 つの分析カテゴリーを抽出することができるという。

- ① 母性と家族：ほほえむ母親とか有能な主婦のイメージ（洗剤や食品の CM）
- ② キャリア：格好よく働く女性のイメージ。しかしつねに女性の性的アピールと結合させられている（生理用品・毛染め・しわ取り・ストッキング・ヨーグルトの CM）
- ③ 性的欲望の対象：娼婦的イメージ（モード、ビール、アイスクリームの CM）
- ④ 治療や衛生の対象：浄化されるべき身体のイメージ（入れ歯・デオドラントの CM）

全体に共通しているのは、勝ち組の女・成功した女というよりも、異議申し立てをしない女、飼いならされた女というステレオタイプなモデルであり、そこから発せられる基本的なメッセージは「システムチックな自己抑圧を本質としている女」である。それに反する女性が目の前に出現することは、男性にとって一種の危機でありうるだろう（なお本論文の著者編集による、イタリアのメディアをジェンダー論的視点から分析する論文集が 2008 年に入ってから刊行された：Anna Lisa Tota, a cura di, *Gender e media: verso un immaginario sostenibile*, Meltemi, 2008）。

このような状況を背景としてはじめて、次のような事例を正確な社会学的文脈に位置づけることもできる。2008 年 5 月 21 日付けの *la Stampa* 紙に掲載された、(元)夫をストーカーで 82 回告訴した(元)妻の記事 “Denuncia l'ex ottantadue volte” がそれである。

1985 年、Sicilia 州の Catania に住んでいた Pinuccia(当時 14 歳)は、お決まりの「男との駆け落ち (fuitina)」をする。翌年妊娠。DV は当初からあった。「そんなことは当たり前だと思っていた。家事をうまくこなせない妻に平手打ちを食らわせることなど Sicilia 庶民の文化の一部だった。人格としての女性に対するリスペクトなどなかった……病院でも本当のことはなかなか言えなかった」1996 年、子ども 3 人（2 歳, 8 歳, 10 歳）を連れて夫婦で北部 Piemonte 州のアルプス山麓都市 Domodossola に移住。これが転機となる。2002 年、Domodossola の社会サービスの援助により子ども 3 人（8 歳, 14 歳, 16 歳）を連れて家出を決行。2 カ月間シェルターで暮らす。しかし夫は Pinuccia ら母子 4 人を見つけて暴行。Pinuccia は、夫の脅迫・殴打・暴力(violenza)とストーキング(persecuzione)を、当局に告訴するにいたる。それでも夫のストーカー行為と暴行はやまなかったどころか、ますますエスカレートし、車ではねられたこともあるという。そして、2008 年 5 月 18 日、Domodossola の民家に住む Pinuccia は、またもや元・夫によるストーカーと暴力により失神、何回目かの入院を余儀なくされる事態となった。翌 19 日、Pinuccia は 82 回目の告

訴状を提出するとともに、本名を明らかにして広くメディアに訴えかけることにした。元・夫は何度も有罪判決を受けているが確定判決はまだ出ていない。唯一の強制的命令は Domodossola からの強制退去処分(un foglio di via da Domodossola)だったが、居住地指定・接近禁止そのほかの緊急措置は講ぜられていない。今でもなおストーキングは続いている。現在 37 歳の Pinuccia の収入は月 900 ユーロ。子どもは現在 14 歳、20 歳、22 歳。「誰もが「逃げろ」「シェルターに隠れろ」というが、この 6 年間必死に築き上げてきたものを私は失いたくない。社会福祉局も裁判所も私の訴えを分ろうとはしないけれど」人格としての女性に対するリスペクトが存在しなかった時代は、もはや遠い過去のように思えるが、イタリアの各種メディアを見ている限り（2008 年 6 月から始まった新番組“Veline”を見よ！）、実はそれほど遠くない。南の端 Sicilia 島でも、はたまたその北の端 Domodossola でも。あるいは地球の際果てに位置する列島社会でも。

4 「30 年後」・「30 年前」

2008 年 1 月 29 日、Napoli 最大の書店、Feltrinelli (piazza Martiri)で、ある新刊書を紹介する催しがあり、コメンテーターと著者自身との対論を私も聞きにいった。その本とは、Loredana Lipperini, *Ancora dalla parte delle bambine*, Feltrinelli, 2007 である。タイトルが示すように、本シンポジウム 3 日目のパネリストのひとり、Elena Gianini Belotti が 30 年前に刊行したベストセラー、Elena Gianini Belotti, *Dalla parte delle bambine*, Feltrinelli, 1973 の「30 年後の続編」という装いを取っている。

その Lipperini の新刊には、「30 年後」の Gianini Belotti が、以下のような「序文」を寄せている。

児童書、教科書、新聞、マンガ、広告、テレビなど、女の子たちの心を成型するために 30 年前から使われていた具体的なメディアはすべて今でも有効であるが、著者 Lipperini はそれらに加えて 30 年前にはまだ影も形もなかったインターネットの緻密な分析を付け加えている。すなわち、ブログ、フォーラム、チャット、サイト、ビデオ・ゲーム、ヴァーチャルな人物像などだ。これらすべてのものは、例外なく、女の子たちをして、自分たちの注意を、その物理的側面、美しさ、身体のみ、集中させるよう強迫的に仕向けている。……一方、男性的アイデンティティの構築に貢献してきたのは母親たちである。母親は、息子の足もとにひれ伏し、自分自身の面倒すら十分には見ることができないようにする。そんな人間が他の人の面倒までみることがどうしてできるようになるだろうか。ちょっとでも「女の子っぽい」遊びやおもちゃを男の子が選ぼうとするものならすぐにそれをやめさせようとする母親たちの慌てふためきぶりを見るだけで、事態を理解するには十分であろう。……にもかかわらず、この 30 年間において、見えない壁や反発に抗しつつ、女性たちは多くの職業的領域に入り込み、責任と権限のある地位を占めるようになってきた。かつて 1960 年代までは、「子宮で考える」女は、客観的判断が要求される司法官には向かないと言われた。古くからの、こうした女嫌いの文化 (cultura misogina) のための苦労があったが、今では立派な女性司法官が数多く活躍している。聡明で意志が強く勇気ある女性たちは、無数の障害物にもめげず、企業のなかでも活躍の場を広げてきた。しかし、相変わらず、その脚とか胸元とか髪型とか服装とかの身体的側面にわざと注意をそらして、そのような女性たちの知性や意志や勇気を無視し、または無価値化する傾向も根強い。……

このように、30年の間に男性的モデルへの女性の同化(omologazione)、いわゆる同権化(parita)が推進されてきた一方で、男性の側から女性の任務や性質(もちろん生得的な任務や性質ではないが、だからといってそれらに価値がないということではない)を引き受けるという動きは見られない。同権化は、男女の間の権利の同等化を保証するというよりも、しばしば単に女性たちに対して二重労働を保障したに過ぎなかった。伝統的に男性向きとされてきた職種における女性比率の動きにはしばしば注意が向けられるが、その逆は無視されている。残念ながら女性たち自身が支配的な男性的価値観に完全に同一化しようとしており、その結果、単純に人間的な、さまざまな社会的美德(virtu' sociali)が失われつつある。たとえば、他者に対する共感能力、人の話を聞く能力、ケアすること。……

もっとも若いカップルはすでに変わりつつある。父親が赤ちゃんを着替えさせたりきれいにしたりあげたりミルクをあげたりあやしたりしている。それは、まずなによりも、父親の自分自身に対する贈り物でもある。なぜなら、全面的に他人のケアに依存している無防備で損なわれやすい身体との触れ合いという経験は、男性の人生からはつねに締め出されてきた情動を取り戻させてくれるからだ。父親たちの身の振る舞いは柔らかくなり、当惑や恐れは打ち消され、エロティシズムは甘くなる。……

だが、女嫌いの文化は、もはや完全に敗れ去ったかのようにみえるけれども、実はいつでも灰のなかから無傷のままでもつくりと立ち上がる用意があることを忘れてはならない。

(以上、prefazione di E.Gianini Belotti, “Passaggio di testimone”, pp.11-16からの自由な引用)

Napoliの街角で“Mamma, pensaci tu.”(「ママ、これ何とかして」)というタイトルの演劇ポスターを見かけたことがある。Gianini Belottiが批判しているように、実際”Ci penso io.”(「私が何とかしてあげる」)という態度の甘い母親が多いとすれば、「俺サマ系」のいばりん坊で甘えっ子のイタリア男たちと、その母親たちは一種の共犯関係にあると言わざるを得ない。シンポジウム当日にもそのような挑発的問題提起を試みたが、このようなメンタリティーと「最後の審判のときに神さまに取りなしをしてくれる慈愛深い聖母マリア」への厚い信仰とは、抜き差しならない関係にあるのではないだろうか。

いずれにせよ、ここで「30年後」のGianini Belottiが指摘している“re-genderization”の問題状況は、おおむね現在の日本社会にも当てはまるように思われる。実際Lipperiniの新刊においても、柳澤厚生大臣(当時)の「産む機械」発言が象徴的事例として取り上げられていた(p.63)。

ただ注意深く読まなければならないのは、同権化といっても依然として基準軸は「男性的」価値システムであるという批判である。つまり、誤った同等化による、「男性的」価値への一元化、善きものとしての「女性的」価値の喪失への警告が、ここではむしろ女性たち自身へ向けてなされているような印象を受ける。この問題とbadanti現象とのかかわり、新しいシチズンシップの概念を構築する必要性については、前述したとおりであるが、ここでは、シンポジウム当日に、この「女性的」価値の喪失という論点についての検討も両国からの参加者によっておこなわれたということを付記しておこう。

ところで、「30年前」のGianini Belottiは、いったい何を書いたのだろうか。前掲のElena Gianini Belotti, *Dalla parte delle bambine: l'influenza dei condizionamenti sociali nella formazione del ruolo femminile nei primi anni di vita*, Feltrinelli, 1973という本は、い

まだに増刷されつづけており、Feltrinelli 書店で簡単に見つけることができた。開いてみると、結婚した女性に対する「男の子を産め」という親族からのプレッシャー、女の子しか産まなかった母親の罪悪感、男の子が生まれるという「ご利益」のある聖地へのお参りという慣行、胎児の性別を占う各地の言い伝え、などについての言及からが本文が始まっていることに驚かされる (pp.11-19)。少なくとも 30 年前まではこのような話がイタリアでもリアリティを持っていたとすれば、天皇家の女儿出産ニュースがイタリアで予想外に強い反応をもたらしたことも納得できるというものだ。

次に、乳幼児のビヘイヴィアと成長過程、そしてとくに周囲のジェンダー・バイアスの影響については、ローマの Montessori センターでの長年の観察と経験が大いに活かされている。遊び・おもちゃ・児童書が幼児のジェンダー・アイデンティティに与える影響についても、現場での観察記録にもとづいた極めて具体的で説得的な叙述が続く。

さらに幼児教育についての章では、幼稚園教諭のほとんどが女性であること、そのうえその女性教員たち自身が子どもとの交流のなかでジェンダー・バイアスの再生産に貢献していることについて鋭い疑問が呈されている。小谷自身は保育士の資格を持っているが、日本でも現役の男性保育者はむろん少数派である。それでも日本では、周知のように、保育者のことは少なくとも法的にはもはや「保母」とは呼ばず「保育士」と呼ぶことになった。しかし、イタリアでは、いまだに幼稚園のことを“scuola materna”、つまり「母親学校」と呼んでおり、この本が書かれてから 30 年経った現在でも、日本以上に男性保育者は絶対的に珍しい存在である（ゼロではない）。先生たちと子どもたちとの会話にまで深く切りこんだ幼稚園についての分析は詳細を極めるが、このような差別構造はおおむね小学校・中学校でも継続すると著者は最後に述べて、本書の締めくくりとしている。

歴史的文脈化のために、次のような簡単な年表を作成してみると、1970 年代という戦後イタリア史における政治・社会・文化の大変動期の真っ最中に、この *Dalla parte delle bambine* が出版されたということがわかる。

1968 年 姦通罪における男女差規定に対する違憲判決、学生運動ピーク（「68 年世代」）

1970 年 離婚法成立、第 1 回女性解放運動会議

1971 年 公立保育所設置法・母親労働者保護法

1973 年 E.Gianini Belotti, *Dalla parte delle bambine* (Feltrinelli) 刊行

1974 年 国民投票により離婚法の存続決定

1975 年 家族法の大改正

1976 年 中絶合法化を要求する大規模デモ行進（ローマ）

1977 年 労働に関する男女待遇均等化法

1978 年 人工妊娠中絶法成立、キリスト教民主党政総裁 Aldo Moro 誘拐殺害事件発生

1979 年 下院議長に Nilde Iotti 就任（史上初の女性下院議長）

1981 年 刑法典から「名誉の事由」条項削除。国民投票により中絶法の存続決定

(AA.VV., *Ragazze, vi racconto la nostra storia: progetto del Gruppo Cultura della Commissione nazionale per la parità e le pari opportunità tra uomo e donna, seconda edizione, Edizioni Montecelio, 2008, pp.87* にもとづき小谷作成。この資料は、ローマの高校生に配るために作製された 20 世紀イタリア女性史ブックレットで、年表・文献目録までが付されている)

歴史的転換点となったのは、疑いなく 1970 年の離婚法成立であるが、その点については、またこの年表に掲げたその他の個々の項目についても、とくにシンポジウム 2 日目の第 3 セッションや 3 日目の作家対談などで議論されたところであり、それぞれ該当する会議記録を参照していただければと思う（なお 3 日目の作家対談でも話題に出た「名誉犯罪」については、小谷眞男「西欧近代における〈名誉コード〉と〈刑罰コード〉---家族と国家の比較法社会史へ---」（比較家族史学会監修、田中真砂子・白石玲子・三成美保編『国民国家と家族・個人』早稲田大学出版部、2005 年、175-199 頁）を参照されたい）。

ここでは、あの「82 回目の告訴」が 1980 年代半ばに端を発するストーリーであったように、また 1978 年中絶法制定から 30 周年にあたる 2008 年になってもなお 194 号法の是非が根底から問われることになったというように、そしてまた badanti 現象がジェンダー・アイデンティティ批判の回避を意味しうるように、「30 年前」の Gianini Belotti が提起した問題は、いまだにイタリア文化の存立に深くかかわる根底的な問題であり続けているということだけを確認しておきたい。

5 結びに代えて

この「序文」で触れたかった問題は、まだまだある。労働や経済・経営の問題。保育所。もっぱら女性たちによって担われている市民的諸活動。ジェンダー研究の展開状況。そして文学。これらの問題についても、日本とイタリアには、当然ながら少なくない相違点と、意外に多い共通点、そして接触と交流が徐々に活発化している。しかし、もはや「序文」というには余りに長くなりすぎた。これらのテーマについては、その一部は、シンポジウム当日の記録本文に、他の一部は、後日に譲ることにしたい（ひとつだけ最新ニュースを紹介しておこう。2008 年 5 月 22 日付け *il Sole 24 Ore* 紙 “E’ il momento delle riforme” によると、2008 年 5 月 21 日、イタリア経団連 *Confindustria* は、新会長に *Emma Marcegaglia* を正式に選出した。史上初の女性会長はさっそく原発再開など基本方針を発表。女性の労働条件についても何らかの動きを見せるのではないかと注目されているようだ）。

忘れ難い出来事がひとつある。

とある日曜日の午後、とあるイタリア人の家庭で、昼食のあとの平和そうなおしゃべりの最中に、その場にいたひとりの年配の女性が、彼女の夫を目の前にして、私に真顔で次のように突然言い放ったのだ。「いま私が死んだって、この人はそのことにすら気がつかないだろう！」

シンポジウム当日の総括としても確認されたことだが、ここでの本質的な問題は、日本でもイタリアでも、結局男女間のディスコミュニケーションという状況ではないかと考える。その問題をあらためて批判的に意識化するために、今回の日伊比較シンポジウムは運営された。この会議記録集が、何がしかのコミュニケーションのきっかけになってくれれば幸いである。

bibliografia

AA.VV., *Ragazze, vi racconto la nostra storia: progetto del Gruppo Cultura della Commissione nazionale per la parità e le pari opportunità tra uomo e donna*, seconda edizione, Edizioni Montecelio, 2008

Barbara Ehrenreich e Arlie Russel Hochschild, a cura di, *Donne globali: tate, colf e badanti*, Feltrinelli, 2004

Maurizio Ferrera, *Il fattore D: perché il lavoro delle donne farà crescere l'Italia*, Mondadori, pp.132, 2008

Paola Gaiotti de Biase, Cattoliche e cattolici di fronte all'aborto e il mutamento degli equilibri della Repubblica, in *Genesis: rivista della Società italiana delle storiche*, III/1, 2004, pp.57-86

Elena Gianini Belotti, *Dalla parte delle bambine: l'influenza dei condizionamenti sociali nella formazione del ruolo femminile nei primi anni di vita*, Feltrinelli, 1973

Loredana Lipperini, *Ancora dalla parte delle bambine*, prefazione di Elena Gianini Belotti, Feltrinelli, 2007

Sabrina Marchetti, Le Donne delle donne, in *DWF*, 2004-1/2 (61/62: Occhio alla pubblicità), pp.68-98

Antonietta Pastore, *Nel Giappone delle donne*, Einaudi, 2004

Chiara Saraceno, *Mutamenti della famiglia e politiche sociali in Italia*, con la collaborazione di M.Naldini, nuova ed., il Mulino, 2003

Anna Lisa Tota, Cornici mediali: pubblicità e studi di genere, in *DWF*, 2004-1/2 (61/62: Occhio alla pubblicità), pp.33-42

Anna Lisa Tota, a cura di, *Gender e media: verso un immaginario sostenibile*, Meltemi, 2008

Noidonne, settembre 2007- giugno 2008

il Sole 24 Ore

il Mattino

Corriere della Sera

la Stampa

il Tirreno

小谷眞男「家族と子ども」(馬場康雄・奥島孝康編『イタリアの社会——遅れて来た「豊かな社会」の実像』早稲田大学出版部、1999年、31-52頁)

小谷眞男「もうひとつの福祉レジーム?——イタリアの研究動向から」(『福祉社会学研究』no.2、2005年、91-105頁)

小谷眞男「西欧近代における<名誉コード>と<刑罰コード>---家族と国家の比較法社会史へ---」(比較家族史学会監修、田中真砂子・白石玲子・三成美保編『国民国家と家族・個人』早稲田大学出版部、2005年、175-199頁)